

平成23年12月 第6回市議会定例会 提案理由（抜粋）

【新庁舎建設】

新庁舎の建設については、8月3日の市議会全員協議会において、市民の間に様々な意見があり、半年間との限られた期間では十分な合意形成を図ることが極めて困難な状況にあることから、あくまでも市民の融和を第一に考え、「合併協定を尊重し、健全財政を維持しつつ、コンパクトなまちづくりにも配慮しながら市民の合意形成を図り、着実に基金を積み立てながら将来的に新庁舎を日野川東部の適地に建設する」との従来の方針を引き続き堅持することを表明しました。

しかし、その後、東日本大震災の被災地以外の自治体においても合併特例債の発行可能期間を延長するとの方針が示され、現在、国会において法案が審議中であることから、その動向を注視しているところであります。

同法案が可決されれば、本年4月からの起債制度の変更に加え、合併特例債の発行期間が5年間延長され、新庁舎建設に係る財政的、時間的な制約が大幅に緩和されることになるため、この期間内の確実な庁舎建設に向け、庁舎とまちづくりの関係、特に人口減少社会や少子高齢社会を見据えたコンパクトなまちづくりとの整合、情報化の進展に伴う庁舎機能のあり方などの課題について十分に時間をかけながら、慎重かつ総合的に検討を深め、市民の合意形成を図る必要があると考えております。